

平成28年度

(女性起業家支援事業連携事業用)

ひょうごチャレンジ起業支援貸付(無利子)のご案内

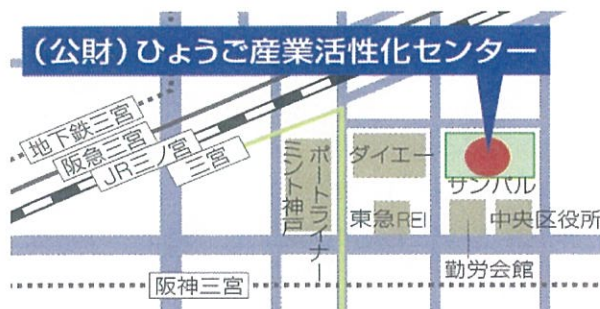
〈受付期間〉平成28年4月15日(金)～6月9日(木)〈16時必着〉

〈ご利用のポイント〉

- ① 女性の代表者(実質的な経営者)で、有望なビジネスプランを有し、兵庫県内に活動拠点を置いて起業にチャレンジする方にご利用頂ける、長期(10年以内・うち3年据え置き)の無利子貸付金です。
- ② 貸付限度額は200万円。設備資金・運転資金にご利用頂けます。
- ③ 担保や第三者保証人なしで申請して頂けます。保証料も不要です。

貸付対象者	女性の代表者(実質的な経営者)、かつ兵庫県内に活動拠点を置いて起業にチャレンジする方(初めて事業を営む方)で、公益財団法人ひょうご産業活性化センター及び兵庫県が実施する「平成28年度女性起業家支援事業」に申込みをする方 (ただし、過去においてひょうごチャレンジ起業支援貸付の貸付決定を受けた者及び第二創業による申請者は除く。)
貸付対象分野	女性起業家支援事業ビジネスプラン募集要項に定める以下の事業とする。 ① 新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行う事業であること ② 地域経済の活性化に資する事業であること 〈事業例〉子育て教室併設のカフェ経営、ビジネスマナー指導等の教育・研修事業、アレルギーに対応した洋菓子の販売、農漁村体験等のツアー企画、Webによる日本酒の海外販売など
貸付限度額	200万円(貸付額は万単位、最低貸付金額は100万円)
貸付利率	無利子
貸付期間	10年以内(うち3年据置)、半年賦償還
資金使途	運転資金・設備資金 (補助金申請における自己負担部分も含めた事業実施に必要な経費)
連帯保証人	原則として代表者保証のみ(個人事業主の場合、連帯保証人は不要) ※貸付の可否は審査会で決定します。また、審査状況により貸付条件が付加される場合があります。

※補助金と同時申請は行わず、単独で「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」のみに申請する場合、貸付限度額は1,000万円。ただし、ひょうご・神戸チャレンジマーケットに同時申し込みが必要です。



[申請・問い合わせ先]

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター
創業推進部 投資育成課

〒651-0096 神戸市中央区雲井通 5-3-1

サンパル 6階

TEL 078-230-9435 FAX 078-230-8391

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/challengekasituke-josei>

(公募要領、様式はこちら)